



申込み・問合せ時の確認ポイント

障害者が施設を利用する前に、本人、あるいは介助者から問合せを受けることがあります。

障害の内容や、どのような活動をしたいのかなどを、できるだけ事前にヒアリングしておくことが大切です。

障害の内容を確認して安全な利用を

▶ 個人利用の場合

利用前に問合せをする人のほとんどは、利用に何らかの不安を感じています。障害の内容や程度について申し出があった場合は、しっかりと聞き取りましょう。申し出がない場合は、話の中で聞き取りができるのが理想です。障害の情報は、安全に施設を利用いただく上で重要なこととなりますので、失礼とは思わず聞いてみてください。

▶ 団体利用の場合

現在は、団体内の障害者の内訳など、細かな申告はされていないことがほとんどのようです。しかし、今後、障害者の利用が増えていった場合、障害者の利用状況を把握しておく必要が出てくるかもしれません。人数報告書等に障害種別を記載し、利用団体に報告していただくなどの工夫で把握していくと良いでしょう。

利用者本人のニーズを確認する

利用についての問合せの際は、具体的に何をしたいのか、どの施設を利用したいのかを聞いてみましょう。

利用者本人のニーズが事前にわかると、施設としての対応も考えることができます。また、利用者本人の意向に沿えない場合にも、そのことを事前に伝え、別のスポーツの案内やその他利用可能な施設についての情報提供ができます。施設側の事前準備ができ、利用者本人としても自分のニーズが伝わっているので、スムーズな利用につながります。

施設の情報を事前に伝える

▶ ハード面：駐車場や設備など

車いす使用者用駐車スペースの有無や更衣室、段差など施設状況を事前に伝えておきましょう。来館してから使えない、できないとなるとトラブルにつながる可能性もあります。事前に情報を伝えることで利用者の不安が解消され、当日、お互いに慌てることなく、スムーズに対応できます。

▶ ソフト面：利用しやすい時間など

混雑している時間帯や、スタッフが少ない時間帯に来場していただいても、十分に対応できない場合があります。利用のニーズを確認した上で、空いている時間帯やスタッフの多い時間帯などをお知らせしておけば、利用者にとっても親切ですし、施設にとっても対応しやすくなります。また、スタッフの対応によってハード面の問題をクリアできることもありますので、お互いに情報交換ができるようにしましょう。

施設での工夫

スタッフ日誌で情報共有

エレベーターやスロープの設置など、施設面の不便解消には時間がかかります。しかし、スタッフの対応などのソフト面の工夫や努力で乗り切っている施設もあります。

- 【目黒区民センター体育館】障害者の利用は断らずに、施設スタッフがマンパワーや知恵を出しあい、積極的に受け入れています。また、スタッフ間で連絡日誌をつけて、来館予定者の情報や対応例などを記載し、よりスムーズな受け入れに努めています。
- 【名古屋市障害者スポーツセンター】職員によって対応が異ならないように、「チームでの支援」を行っています。個人利用としてご利用いただける各体育施設において、設備面、指導内容の引き継ぎで日誌を作成し、朝礼で内容を確認するなどして、施設内で情報共有を図っています。

施設オリエンテーションの実施

スポーツ施設は、すべての人々がわかりやすく安全に利用できるような配慮のもと、障害のある人もない人も、お互いを思いやり、安心してスポーツ活動ができるような環境を整えていくのが理想です。

障害者が利用する場合には、障害によって困ることは違いますが、施設全体をはじめに一度案内しておくことで、把握や理解が高まるとともに、自立した利用を促すことができます。また、施設側と利用者の課題などの情報も共有できます。受付をするときに、更衣室、シャワー、トイレなど、スポーツ施設以外の共用部分の利用方法の説明をすると、障害者は、より利用しやすくなります。

第3章(P.22～)に、共用部分についての障害別の対応は記載していますが、まずは全体オリエンテーションを実施しましょう。

障害者の全体オリエンテーション実施ポイント

▶視覚障害者の場合：「利用施設全体の状況・場所などがわからない」

- 利用者本人が施設を使う動線に沿って、案内・誘導しましょう。
- 一人で利用したい人、利用できる人には、点字ブロックや壁などを使い、誘導していきましょう。
- トイレ・更衣室・シャワーなど共用施設では、設備に触ったり、使用したりしながら、わかりやすく説明しましょう。
- スポーツ施設の中も同様に、器具に触れて確認しながら、置き場や使い方を説明しましょう。

→「第1章 視覚障害とスポーツ」(P4)

▶聴覚障害者の場合：「掲示の情報ではわかるが、詳細はわからない」

- 紙面などで施設説明、共用施設の注意事項などを作っておきましょう。
- 館内を一緒に案内するときに、情報が伝わっているかを、一つひとつ確認しましょう。

→「第1章 聴覚障害とスポーツ」(P6)

▶肢体不自由者の場合：「更衣室、トイレなどの場所がわからない」

- 全体を案内しながら、使用できるトイレや更衣室などの場所を案内しましょう。

→「第1章 肢体不自由とスポーツ～立位～」(P8)

→「第1章 肢体不自由とスポーツ～車いす使用者～」(P10)

▶知的障害者の場合：「施設の利用方法がわからない」

- 利用者本人が施設を使う流れに沿って、案内をしましょう。
- 絵や図、ふりがな付きの表示板などで案内や説明をすると、理解しやすいです。
- ゆっくりとわかりやすい言葉で伝えるようにしましょう。
- 介助者がいる場合、一緒に案内していきましょう。

→「第1章 知的障害とスポーツ」(P12)

このように一度全体の案内をしておくと、利用する側も施設側も相互に不安が解消できる場合が、多々あります。利用したい施設のための案内ではなく、共用スペースについても説明できると、スムーズな利用につながります。また、椅子などの置き方、用具などの置き場所をスッキリと使いやすくしておくことで、すべての人が安全に利用することができます。



用具を入れるカゴや棚には、用具の写真や名前のシールを貼って、誰でもすぐに使える工夫をしています。
(埼玉県障害者交流センター)



駐車場

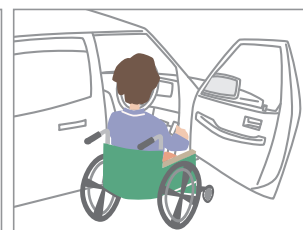
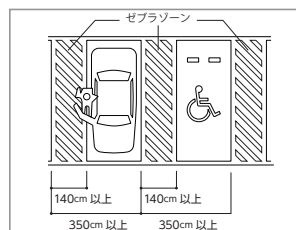
駐車場には、障害者用の駐車場所を確保している施設がほとんどですが、今後障害者の利用が増えてくると、場所が不足する可能性があります。しかし、一般の駐車スペースでは、車いす使用者が使いにくい場合もあります。

車いすが使いやすい工夫

▶ 車いすからの乗り降りに必要な幅は140cm

一般の駐車場の場合、幅は、1台につき250cm程度ですが、車いす使用者が安全に乗り降りするためには、350cm以上の幅が必要となります。また、通路幅として140cm以上を確保してください。

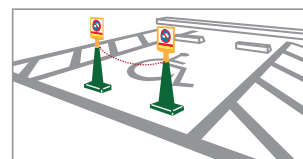
座席を回転してリフトアップできる福祉車両(ハートフルカー)を使用する場合も、幅の広い駐車スペースが必要です。



車いすから移乗するときには、ドアを全開にする必要があります。

いつでも使えるように

障害者以外の人が利用しないように、適正利用を促すことは重要です。このため、駐車禁止コーンなどを置いてある場合がありますが、車いす使用者にとっては、一度車から降りコーンを動かすことは、困難な場合があります。駐車場に係員を配置する、連絡先を明記するなどにより、施設側としてすぐにコーンを移動できるような体制を作りましょう。人的対応が難しい場合は、コーンをゼブラゾーンの上に置く、貼り紙で告知するなどの工夫が必要です。



図のようにコーンを置く場合には、係員を配置するか、連絡先を明記して、いつでもコーンを動かせるように工夫してください。

▶ 障害者利用を示すマーク

障害者が運転している自動車には、それを示すマークが貼られています。

障害者のための国際シンボルマーク



障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。
(公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会)

道路交通法によって定められた標識



【身体障害者標識】
肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。
(警察庁)



【聴覚障害者標識】
聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。
(警察庁)

施設での工夫

空きスペースを臨時駐車場として開放

車いす使用者が多い施設の場合、正規の場所以外のスペースを臨時駐車場として開放しているところもあります。

●【葛飾区総合スポーツセンター体育館】

車椅子バスケットボールの活動が盛んなため、車いす使用者が多いときは、エントランス周辺のエリアを臨時駐車スペースとして開放し、利用者の不便を解消しています。

●【鹿児島県障害者自立交流センター】

グラウンドの利用がない場合、臨時駐車場として開放しています。



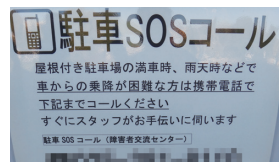
エントランス部分を臨時駐車場に
(葛飾区総合スポーツセンター体育館)

スタッフにSOSコール

障害者用の駐車場が空いていなかったり、雨天のため車から降りられない場合があります。

●【新潟県障害者交流センター】

駐車場に電話番号を掲示し、乗降が困難な利用者からの電話を受けて介助を行っています。





アクセスマップ

障害者にとって、駅から施設までの最短ルートが必ずしも最適なルートとは限りません。エレベーターがある、段差がない、歩道の幅が広い、交通量が少ないなど、最適なルートを事前に確認し、アクセスマップを作成しておくことで、障害者がより利用しやすくなります。

写真と合わせた案内マップを

最寄り駅から施設まで歩いてみると、点字ブロックや歩道の有無、段差や交通量の多い箇所などに気づきます。「視覚障害者や車いす使用者が歩きやすい道は？」と考えながら、写真付きのルートマップなどを作成しておくことで、電話で事前に案内する際などに便利です。

▶【アクセスマップに掲載する案内ポイントの例】



駅北口を出て右手に進みます。改札口から点字ブロックがあります。段差がないので、車いすでも通行できます。



最初の角を左に曲がります。右手に踏切があります。



すぐの路地を左折します。そのまましばらく道なりに進んでください。歩道のない狭い路地なので自動車に注意してください。



2つ目の路地を越えた信号を渡り、右手に進みます。



身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)への対応

平成14年に「身体障害者補助犬法」が制定され、国や地方公共団体が管理する施設では、身体障害者補助犬(補助犬)の同伴受け入れが義務付けられています。利用者が補助犬を伴うからといって、利用をお断りすることはできませんので、留意してください。

ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。(厚生労働省)

補助犬の種類

身体障害者補助犬とは、盲導犬、聴導犬、介助犬を総称した言葉です。補助犬を使用する人は、認定証(盲導犬は使用者証)と、公衆衛生上の安全を証明する健康手帳を携帯しています。

- ▶ **盲導犬** 目の不自由な人が安全に歩くための、介助を行います。
- ▶ **聴導犬** 聴覚障害者の耳代わりとなり、クラクションの音や名前が呼ばれたことなどを知らせます。
- ▶ **介助犬** 手や足に障害のある人に、落とし物を拾って渡す、荷物を運ぶ、ドアを開閉するなど、動作の補助を行います。

補助犬の待機場所

補助犬専用の待機場所がない場合は、エントランスやホール内、事務室の一角など、利用可能な場所にビニールシートなどを敷き、衝立などで仕切ってスペースを確保しましょう。ボールなどが飛んでくる危険がなく、不特定多数の人の目に触れることのない場所が望ましいです。

補助犬は、前もって排泄をすませている場合がほとんどです。利用前に、補助犬を連れている利用者本人に確認しておくことで安心です。



他の利用者への説明ポイント

犬が施設内にいると、他の利用者から、衛生問題やアレルギーについての意見を受けることがあります。下記のポイントについて説明し、受け入れへの理解を求めてください。

- ▶ 補助犬は、適切な健康管理と予防対策が講じられており、使用者が行動管理をしているため、迷惑をかけないこと。
- ▶ 補助犬は「仕事」中であるため、触ったり声をかけたりせずに見守ってほしいこと。
- ▶ 犬が嫌いな人、アレルギーがある人は、職員に知らせていただきたいこと。

施設での工夫

事務室で一時預かり

一般の施設では、補助犬の待機スペースがないことがほとんどです。

●【練馬区立光が丘体育館】

事務所で一時的に預かるなどの措置を取っています。

●【新潟県障害者交流センター】

補助犬を利用する人達の意見を聞きながら、職員が補助犬用トイレを手作りしています。

職員が手作りした補助犬用トイレ。植樹跡地を赤レンガで縁取りし、深さ100mm掘り下げて、その上に10～15mm大の玉砂利を敷いています。(新潟県障害者交流センター)



●「障がい者スポーツ指導員」とは●

障がい者スポーツ指導員は、障害者へのスポーツ指導や、障害者スポーツの導入に携わる資格です。公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会により認定されます。

障がい者スポーツ指導員には、「初級」「中級」「上級」があります。初級資格を取得後、現場での経験と講習会を受講することで、中級・上級にステップアップできます。

▶初級障がい者スポーツ指導員になるには

試験はなく、指定の講習会を受講することで資格が取得できます。

【カリキュラム】 福祉、医療・体育学・障がい者スポーツ、実技・実習(計18時間以上)

【開催場所】 全国各地

【受講資格】 受講年度の4月1日現在で18歳以上

※ 詳細はホームページで確認できます。

公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会 <http://www.jsad.or.jp/>

▶初級障がい者スポーツ指導員の活躍

スポーツ施設のスタッフには、初級障がい者スポーツ指導員の資格を持っている人もいます。

●【目黒区立八雲体育館】

区内在住・在学の知的障害のある小学生やその保護者を対象とした少人数スクールを開催し、6名いる初級障がい者スポーツ指導員が、その指導にあたっています。

●【目黒区民センター体育館】【練馬区立光が丘体育館】

【町田市立陸上競技場】

初級障がい者スポーツ指導員の資格取得者がおり、利用者の指導にあたっています。

障がい者トレーニング相談

区民センター体育館トレーニング室では、初級障がい者スポーツ指導員が常駐しています。トレーニングご希望の方は、トレーニング相談を受け付けています。

ご予約制ですので、ゆっくりとお話を伺うことができます。

お気軽にお申込みください。 (担当：井川)

初級障がい者スポーツ指導員によるスポーツ相談の案内(目黒区民センター体育館)

▶福祉主管課と連携して障害者への対応力強化

●【武蔵野市総合体育館】

スタッフの資格取得を推進しており、現在6名の初級障がい者スポーツ指導員を配置しています。しかし、全員の講習会参加がすぐには難しいため、市の福祉主管課と連携して、独自セミナー「心のバリアフリー啓発講座」を開催。参加者には、「こころのバリアフリー」を示すストラップを配布し、仕事で身に着けています。この講座に参加することで、障害に対する理解が深まり、一般の利用者同様に、障害者に対して、積極的な声かけができるようになりました。

また、障害者がスポーツ教室に参加しやすいように、開催案内には「障害をお持ちの方もお気軽にご相談ください」と表記しています。



「こころのバリアフリー」を表すストラップとカード(武蔵野市総合体育館)